

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第3号

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則（平成25年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条」を「第13条」に改める。

第7条を削る。

第8条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第5号中「および年度計画」を削り、同条を第10条とし、第12条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」とい

う。) 第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の事業年度に係る法第78条の2第2項に規定する報告書(以下「業務の実績等の報告書」という。)について適用し、施行日前に開始した中期目標の期間の事業年度に係る業務の実績等の報告書については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第10条の規定は、施行日以後に開始する中期目標の期間の事業年度に係る法第34条第2項に規定する事業報告書(以下「事業報告書」という。)について適用し、施行日前に開始した中期目標の期間の事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。